

予算決算及び会計令第 85 条の基準について

〔平成 11 年 4 月 8 日蔵会第 1 1 9 3 号〕
大臣官房会計課長から各部局長あて

改正：平 13. 1. 9 財会第 5 3 号

平 13.12.26 財会第 2857 号

標記のことについて、別添のとおり定められたので、通知する。

(別紙)

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条(同令第98条において準用する場合も含む。)で規定する基準を次のように定める。

平成11年4月8日

大蔵大臣 宮澤 喜一

予算決算及び会計令第85条の基準

財務省所管に係る工事又はその他の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の予算決算及び会計令第85条(同令第98条において準用する場合を含む。)に規定する基準は、契約の種類ごとに以下のように定める。

1. 工事の請負契約

契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

2. その他の請負契約

契約ごとに予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合とする。

なお、他省庁に支出負担行為を委任しているものについては、当該省庁の基準によるものとする。

附則

この基準は、平成11年5月から適用する。

附則

この改正基準は、平成14年1月から適用する。